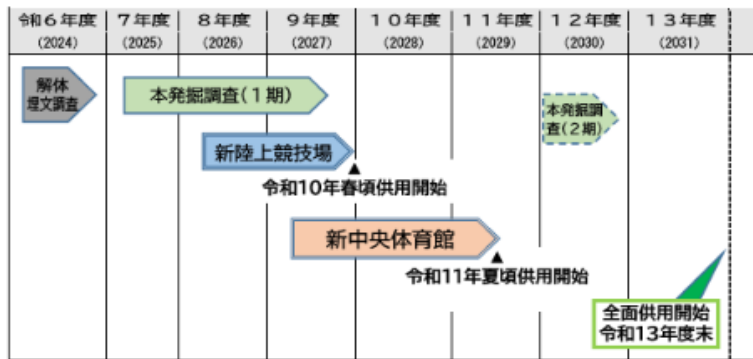


現時点の最新状況は以下の通りです。

令和6年秋に埋蔵文化財の確認調査を実施したところ、古墳時代から近世に属する遺物が多数出土したため、新中央体育館や新陸上競技場スタンドの建設に先立って、埋蔵文化財の本発掘調査を実施する必要があり、事業スケジュールが大幅に遅延することとなりました。

予定では令和7年(2025年)7月頃から、土砂の崩落を防止し湧水を排水するための工事を実施します。その後、9月頃から発掘調査に取り掛かる予定です。したがって、**全面供用開始は当初から3年程度遅れて令和14年(2032年)3月頃となる予定**です。市民、利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどどうぞよろしくお願いします。



(注1) 現時点での予定であり、本発掘調査・工事の進捗状況等により時期が変動する場合があります。

(注2) 本発掘調査(1期)・(2期)に関する上記期間は、現地での調査期間を表しています。

再整備事業最新スケジュール2025年5月現在

埋蔵文化財本発掘調査とは？

埋蔵文化財は、文献史料だけでは知り得ない歴史・文化を明らかにできる大切な歴史遺産、**貴重な国民的財産**であり、**文化財保護法**（昭和二十五年法律第二百四十四号、以下「法」という。）により保護されており、本来はそのままの状態で保存する「現状保存」が望ましいとされています。

しかし、新中央体育館及び新陸上競技場スタンドの建設予定地に遺跡が存在するため、工事の前に、法律上の手続きが必要になり、工事などで遺跡が壊されることが避けられない場合には、発掘調査を実施し、遺跡の**記録保存**することになります。

今回の事業においては、これまで段階を経て調査を実施してきましたが、建設工事前の最終段階の調査「本発掘調査」を実施します。

(1) 試掘調査→(2) 確認調査→(3) **本発掘調査**



壺が出土したときの現場状況写真(2024年)



敷地内から出土した古墳時代の須恵器
(2024年)

本発掘調査自体は、令和7年7月頃から2年程度をかけて実施していきます。その間、施設の建設工事などの本体工事すべてが止まるわけではなく、可能な範囲で同時並行的に実施していきます。しかし、各施設のオープン時期は当初と比べて遅れることとなり、**新陸上競技場は約1年、新中央体育館は約2年、公園全体の供用は約3年程度遅れる見込み**となっています。なお、本発掘調査として2期調査を別途行う予定（現体育館解体後）です。

なお、**現地説明会**の開催や**郷土資料館での展示**などを検討しています。現場の状況などにより開催しない場合もありますが、決定次第、本ホームページなどを通じて皆様にお知らせいたします。